

# 兵庫県公報

平成19年3月30日

第15号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 人事委員会規則

- |  |     |
|--|-----|
| ○人事委員会議事規則の一部を改正する規則                   | ページ |
| ○人事委員会の権限の一部を人事委員会の委員に委任する規則の一部を改正する規則 | 1   |
| ○人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則                | 1   |
|  | 2   |

### 人事委員会訓令

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| ○人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令      | 2 |
| ○同上                       | 4 |
| ○人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令 | 6 |

## 公布された法令のあらまし

- 人事委員会議事規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）  
人事委員会の会議に関する規定について所要の整備を行うこととした。
- 人事委員会の権限の一部を人事委員会の委員に委任する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）  
委員長の職にある委員への労働基準監督機関の職権行使に関する権限の委任を廃止することとした。
- 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）  
事務執行体制の整備を図るため、事務局の組織及び職制について所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月30日

兵庫県人事委員会  
委員長 下野昌宏

### 兵庫県人事委員会規則第2号

#### 人事委員会議事規則の一部を改正する規則

人事委員会議事規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「毎週1回」を「毎月2回」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

#### 附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会の権限の一部を人事委員会の委員に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月30日

兵庫県人事委員会  
委員長 下野昌宏

### 兵庫県人事委員会規則第3号

#### 人事委員会の権限の一部を人事委員会の委員に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の委員に委任する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第9号）の一

部を次のように改正する。

第1条中「並びに法第58条第5項の規定による労働基準監督機関の職権行使」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

兵庫県人事委員会

委員長 下野昌宏

#### 兵庫県人事委員会規則第4号

##### 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局組織規則（昭和59年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「制度調査係」を削る。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条の表参事の項の次に次のように加える。

副 課 長	課	課長の職務を補佐し、課の事務を整理し、所属の職員の担当する事務を監督するとともに、課長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
-------	---	---

第10条の表課長補佐の項職務の欄を次のように改める。

上司の命を受け、課の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を削り、第13条を第11条とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 人事委員会訓令

#### 兵庫県人事委員会訓令第2号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県人事委員会

委員長 下野昌宏

##### 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「課長」の右に「、主幹」を加え、同条第3号及び第4号中「課長」の右に「、副課長」を加える。

第5条第2項第1号中「（軽易な事項の改正を除く。）」を削り、同項中第34号を第38号とし、第25号から第33号までを4号ずつ繰り下げ、同項中第24号を第26号とし、同号の次に次の2号を加える。

㉗ 民間給与実態調査の実施要綱を決定すること。

㉘ 職員給与実態調査の実施要項を決定すること。

第5条第2項中第23号を第25号とし、第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、同項第20号中「高等学校教育職4級及び中学校・小学校教育職4級」を「高等学校教育職5級及び中学校・小学校教育職5級」に改め、同号を同項第22号とし、同項中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、同項第17号中「のうち、身体障害者の採用に係るものの実施要綱及びその合格者を決定すること」を「の実施要綱を決定し、又は承認すること」

に改め、同号を同項第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 選考試験の合格者を決定すること。

第5条第2項中第16号を第17号とし、第2号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 告示を行うこと。

第6条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、同条中第5号から第10号までを削り、第11号を第2号とし、同条第12号中「県立大学の教授に係る」を削り、同号を同条第3号とし、同条中第13号及び第14号を削り、第15号を第4号とし、同条中第16号及び第17号を削り、同条第18号中「行政職6級及び7級」を「行政職7級」に、「行政職6級等」を「行政職7級等」に、「企業職6級及び7級、病院事業行政職6級及び7級並びに」を「企業職7級、病院事業行政職7級及び」に改め、「採用」の右に「及び昇任」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第19号を削り、同条第20号中「行政職6級等」を「行政職7級等」に、「高等学校教育職3級以上及び中学校・小学校教育職3級以上」を「高等学校教育職4級以上及び中学校・小学校教育職4級以上」に改め、「初任給」の右に「、昇格等」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第21号を削り、同条第22号中「高等学校教育職4級、中学校・小学校教育職4級」を「高等学校教育職5級、中学校・小学校教育職5級」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第23号を第8号とし、同条第24号中「4号給以下」を「3号給又は4号給」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第25号を第10号とし、第26号を第11号とし、同条第27号中「行政職6級等、企業職6級及び7級、病院事業行政職6級及び7級」を「行政職7級等、企業職7級、病院事業行政職7級」に、「高等学校教育職3級並びに中学校・小学校教育職3級」を「高等学校教育職4級及び中学校・小学校教育職4級」に改め、同号を同条第12号とし、同条第28号中「高等学校教育職4級及び中学校・小学校教育職4級」を「高等学校教育職5級及び中学校・小学校教育職5級」に改め、同号を同条第13号とし、同条第29号中「高等学校教育職4級及び中学校・小学校教育職4級」を「高等学校教育職5級及び中学校・小学校教育職5級」に改め、同号を同条第14号とし、同条第30号中「2号給又は」を削り、同号を同条第15号とし、同条中第31号を第16号とし、第32号を第17号とし、同条第33号中「行政職6級等」を「行政職7級等」に、「高等学校教育職3級以上及び中学校・小学校教育職3級以上」を「高等学校教育職4級以上及び中学校・小学校教育職4級以上」に改め、「初任給」の右に「、昇格等」を加え、同号を同条第18号とし、同条中第34号を削り、同条第35号中「2号給又は」を削り、同号を同条第19号とし、同条中第36号及び第37号を削り、第38号を第20号とし、第39号を第21号とし、第40号を第22号とし、同条中第41号から第45号までを削る。

第8条を次のように改める。

(局長の決裁事項)

第8条 局長が決裁をすることができる事項は、次のとおりとする。

(1) 委員会に議案を提出すること。

(2) 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の規定に基づく、次に掲げる事務を行うこと。

ア 予算の見積書を作成すること。

イ 予算の執行計画を作成すること。

第9条中第39号を削り、同条中第38号を第50号とし、第33号から第37号までを12号ずつ繰り下げ、同条第32号中「1号給」の右に「又は2号給」を加え、同号を同条第44号とし、同条第31号中「第5条第2項第27号並びに第7条第33号及び第34号」を「第5条第2項第31号及び第7条第18号」に改め、同号を同条第43号とし、同条中第30号を第42号とし、第29号を第41号とし、第28号を第40号とし、同条第27号中「1号給」の右に「又は2号給」を加え、同号を同条第39号とし、同条第26号中「第7条第29号」を「第7条第14号」に改め、同号を同条第38号とし、同条第25号中「第7条第28号」を「第7条第13号」に改め、同号を同条第37号とし、同条第24号中「第5条第2項第20号及び第7条第27号」を「第5条第2項第22号及び第7条第12号」に改め、同号を同条第36号とし、同条第23号中「4号給以下の」の右に「給料月額を受ける」を加え、同号を同条第35号とし、同条第22号中「4号給以下の」の右に「給料月額を受ける」を加え、同号を同条第34号とし、同条中第21号を第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 特定任期付職員として採用しようとする者のうち、1号給又は2号給の給料月額を受ける者の採用を承認すること。

第9条第20号中「第7条第22号」を「第7条第7号」に改め、同号を同条第31号とし、同条第19号中「第5条第2項第25号並びに第7条第20号及び第21号」を「第5条第2項第29号及び第7条第6号」に改め、同号を

同条第30号とし、同条第18号中「第5条第2項第18号並びに第7条第18号及び第19号」を「第5条第2項第20号及び第7条第5号」に改め、同号を同条第29号とし、同条中第17号を第28号とし、第13号から第16号までを11号ずつ繰り下げ、同条中第12号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 職員団体の登録事項の変更の登録をし、又は解散の届出を受理すること。

第9条中第11号を第21号とし、第10号を第20号とし、第9号を第19号とし、同条第8号中「告示、」を削り、同号を同条第18号とし、同条中第7号を第17号とし、同条6号中「次長等以外」を「局長等以外」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の8号を加える。

(9) 事務局職員等に職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。

(10) 事務局職員に営利企業等への従事を許可すること。

(11) 事務局職員に登録を受けた職員団体又は労働組合の役員として専ら従事するための許可をすること。

(12) 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第25条の3第1項（第26条第5項及び第41条の規定に基づき、期末手当又は勤奨手当の支給を一時差し止める処分（以下「期末手当等に係る一時差止処分」という。）をすること。

(13) 期末手当等に係る一時差止処分を取り消すこと。

(14) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号。以下「退職手当条例」という。）第15条の2第1項の規定に基づき、退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「退職手当に係る一時差止処分」という。）をすること。

(15) 退職手当に係る一時差止処分を取り消すこと。

(16) 退職手当条例第15条の3第1項の規定に基づき、退職手当を返納させること。

第9条第5号中「次長等以外」を「局長等以外」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「次長等」を「次長、事務局参事及び課長」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 事務局職員に外国旅行を命令し、及びその復命を受理すること。

第9条第3号中「次長等」を「局長等」に改め、同号を同条4号とし、同条第2号中「次長等」を「局長等」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「次長」を「局長、次長」に、「次長等」を「局長等」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第5条第2項第37号に掲げる者以外の事務局職員を採用し、並びに昇任、異動、降任、休職及び退職をさせること。

第10条第2項第3号中「前条第2項第5号」を「前条第7号」に改め、同項第6号中「前条第6号」を「前条第8号」に改める。

第12条の見出し中「専決」を「専決処分」に改め、同条第1項中「専決」を「専決処分」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「専決」を「専決処分」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員長は、委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定した事項を専決処分することができる。

第14条第3項中「主幹」を「副課長、主幹」に改める。

第16条第1項ただし書中「次長」の右に「、副課長」を加える。

第17条第2項中「主幹」を「副課長、主幹」に改める。

第20条中「委員長」を「委員会」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

#### 兵庫県人事委員会訓令第3号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県人事委員会

委員長 下野昌宏

#### 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「課長、副課長、主幹、課長補佐又は係長」を「課長又は副課長」に改める。

第5条第2項本文中「重要な事項を例示すると、おおむね次のとおりである」を「重要な事項は、次のとお

りとする」に改める。

第5条第2項に次の1号を加える。

(42) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

第5条第2項中第38号を第41号とし、第14号から第37号までを3号ずつ繰り下げ、同項第13号の次に次の3号を加える。

(14) 県の事業場について、適用される労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別を決定すること。

(15) 労働基準監督機関の職権行使に関して、所管する事業場に対して行う立入調査等の基本方針を決定すること。

(16) 労働基準監督機関の職権行使に関して、任命権者又は事業場の長に対して指導（軽易な事項を除く。）を行うこと。

第6条を次のように改める。

（委員長の決裁事項）

第6条 委員長が決裁することができる事項は、職員の苦情の処理に関する規則（平成17年兵庫県人事委員会規則第14号）第3条第1項の規定に基づき、申出者又は当局に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行うこととする。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条中第50号を第55号とし、第44号から第49号までを5号ずつ繰り下げ、同条第43号中「第5条第2項第31号及び第7条第18号」を「第5条第2項第34号及び第7条第17号」に改め、同号を同条第48号とし、同条中第42号を第47号とし、第39号から第41号までを5号ずつ繰り下げ、同条第38号中「第7条第14号」を「第7条第13号」に改め、同号を同条第43号とし、同条第37号中「第7条第13号」を「第7条第12号」に改め、同号を同条第42号とし、同条第36号中「第5条第2項第22号及び第7条第12号」を「第5条第2項第25号及び第7条第11号」に改め、同号を同条第41号とし、同条中第35号を第40号とし、第32号から第34号までを5号ずつ繰り下げ、同条第31号中「第7条第7号」を「第7条第6号」に改め、同号を同条第36号とし、同条第30号中「第5条第2項第29号及び第7条第6号」を「第5条第2項第32号及び第7条第5号」に改め、同号を同条第35号とし、同条第29号中「第5条第2項第20号及び第7条第5号」を「第5条第2項第23号及び第7条第4号」に改め、同号を同条第34号とし、同条中第28号を第33号とし、第27号を第32号とし、同条中第26号を削り、同条第25号を第29号とし、同号の次に次の2号を加える。

(30) 労働基準監督機関の職権行使に関して、事業場及び附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は事業場の長若しくは職員に対して尋問を行うこと。

(31) 労働基準監督機関の職権行使に関して、任命権者又は事業場の長に対して指導（軽易な事項に限る。）を行うこと。

第9条中第24号を第28号とし、第23号を第24号とし、同号の次に次の3号を加える。

(25) 労働基準監督機関の職権行使に関して、兵庫労働局との間に協定を締結すること。

(26) 労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定による許可及び認定を行うこと。

(27) 労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定による届出及び報告を受理すること。

第9条中第22号を第23号とし、第6号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号中「次長、事務局参事及び課長」を「局長等」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「第5条第2項第37号」を「第5条第2項第40号」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 委員会の委員に旅行を命令し、及びその復命を受理すること。

第10条第2項第3号中「前条第7号」を「前条第8号」に改め、同項第6号中「前条第8号」を「前条第9号」に改める。

第14条第3項中「主幹、課長補佐又は係長」を削る。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（課長専決事項の特例）

第20条 課長が専決することができる事項のうち、課長があらかじめ指定したものについては、所属の職員（副課長を除く。）が、その専決を代行することができる。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

#### 兵庫県人事委員会訓令第4号

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県人事委員会  
委員長 下野昌宏

#### 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局職員服務規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第1号を次のように改める。

(1) 事務局長、次長、事務局参事及び課長 事務局長

第2条中第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。


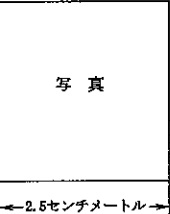
第6条第1項中「おいて、職員き章については」を「おいては」に改める。

第11条、第13条、第14条、第15条及び第16条中「委員長」を「事務局長」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条、第6条関係）

（表 面）

5.4 センチメートル		職 員 証
		職員番号 氏 名 生年月日 年 月 日 上記の者は、兵庫県職員であることを証明する。  兵 庫 県 印
3 センチメートル	2.5 センチメートル	8.5 センチメートル

（裏 面）

<p>【遵守事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本証は、常に携帯すること。</li> <li>2 本証を紛失し、又は損傷したときは、速やかにその旨を届け出て、再交付を受けること。</li> <li>3 職員でなくなつたときは、速やかに返還すること。</li> <li>4 本証を第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。</li> </ol>
---

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日から引き続き職員である者に交付する改正後の人事委員会事務局職員服務規程第5条第2項に規定する職員証については、当分の間、改正前の人事委員会事務局職員服務規程様式第2号によることができる。